

亀岡 恵理子氏 提出

## 博士学位申請論文審査報告書

論文題目

財務諸表監査の失敗と監査人の独立性についての研究  
— 日米における監査の失敗事例分析に基づいて —

亀岡 恵理子氏 提出  
博士学位申請論文審査報告書

財務諸表監査の失敗と監査人の独立性についての研究  
— 一日米における監査の失敗事例分析に基づいて —

I 本論文の主旨と構成

1. 本論文の主旨

本論文は、財務諸表監査の失敗（以下、監査の失敗）をもたらす原因の1つと考えられている監査人の独立性、とりわけ精神的独立性に焦点をあてた研究である。研究目的は2つあり、第1は、監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係のメカニズムを解明すること、第2は、メカニズムの観察を通じて、監査人の独立性概念そのものを見直すことである。

監査人の独立性は、監査理論において基本概念の1つとして位置づけられる概念である。財務諸表監査にとって監査人の独立性がことさら重要であることは、これまで数多くの監査文献が一貫して強調し続けてきた。学究および実務の場において広く受け入れられている考え方としては、監査人の独立性とは公正不偏の見地に立つことを意味し、それを誰の視点で捉えるかの違いによって、精神的独立性と外観的独立性という2つの下位概念に分けられる、というものである。精神的独立性とは、監査人の独立性を監査の実行主体である監査人自身が捉えた独立性概念であり、外観的独立性とは、監査人が実際に独立的に判断を下しているかどうかを財務諸表の利用者である社会の人々が知覚（イメージ）する独立性概念である。

2つの下位概念から構成される監査人の独立性概念はそれ自体、極めて単純な概念構造をとっている。しかし現実社会では、監査人の独立性に関して生じる問題はそう簡単ではなく、独立性の問題は監査の歴史のなかで長年論争の的となってきた。さらに2001年にアメリカにおいて発覚したEnronによる不正会計事件や2008年の世界金融危機など、監査人の独立性に対する懸念を増幅させる出来事の結果、今日、監査人の独立性に対する規制を一層強化しようとする動きは世界的に高まりをみせており、会計プロフェッションおよび規制当局にとって独立性の問題はなお難解な問題であり続けている。

本論文は、「概念としては単純なはずの監査人の独立性は、現実社会においてなぜこれほどまでに問題となるのだろうか」、「従来からその重要性が強く訴えられてきたにもかかわらず、実務に従事する監査人は独立性を保持できないのであろうか」というところに基本的な問いを發した後、それを「監査人の独立性規制を含む制度改革や規制強化を喚起する刺激となった現実の監査の失敗事例においては、どのような状況のもとで、いかなる要因が監査人の独立性に影響したと考えられるのであろうか」、「実施された監査の質を事後評価する主体である規制当局や裁判所は、特定の監査の失敗事例をいかに評価し、関係者に対していかなる処分を下したのであろうか」、「それらは、監査人が直面する独立性の問題についてどのような示唆を与えているのだろうか」、さらには「現在確立している監査人の独立性概念は、完全に發達した成熟概念として認められるのか」、「現実の監査の失敗事例を理解するのに役立つ説明力を十分に有しているのか」、「これまでの監査理論のなかで見落とされてきたものや軽視されてきたものはなかったのか」といった具体的疑問へとつなげている。

こうした疑問を明らかにするため、本論文が研究方法として採用するのが事例研究である。個別事例ごとに監査人の独立性がどのように監査の失敗に結びついたのかを明らかにしようとした事例研究は、第 1 の研究目的に対して直接役立っている。さらに、そこで得られた分析結果を監査人の独立性についての概念研究を行うための経験的証拠として利用しているという点で、事例研究は第 2 の研究目的に対しても有用となっている。

本論文では、複数の規準により 7 つの事例—日本の 5 事例（三田工業 [1998]、日本長期信用銀行 [1998]、フットワークエクスプレス [2001]、カネボウ [2005]、およびプロデュース [2008]）とアメリカの 2 事例（Enron [2001] および WorldCom [2002]）—を選択し、個別事例ごとに、有価証券報告書／年次報告書、調査報告書、行政処分情報、裁判関連資料、関連書籍、新聞や雑誌記事、学術・実務論文など、様々なところに散らばっているアーカイバル資料を収集し、分析基礎としている。

本論文は、個別事例を総括する全体の枠組みとして、監査人の独立性（精神的独立性）が監査の失敗に結びつくまでのメカニズムを、監査人個人の要素のみならず、監査チームおよび監査法人／会計事務所の要素と関係づけて示している。そして 7 つの個別事例ごとに、会社側の視点から、企業がなぜ、どのようにして不正会計を行ったのか、次いで監査人の視点から、監査人がなぜ、どのような状況のもと不正会計の検出に失敗したのか等が共通の項目立てのもと、詳細に明らかにされている。

本論文では個別事例分析および各事例の比較考察の結果、精神的独立性が監査の失敗に結びつくまでの因果関係には 2 つのパターンがあることを発見している。第 1 のパターンは、監査人が諸要因・状況により精神的独立性を喪失し、財務諸表上の重要な虚偽表示に積極的または消極的に関与してしまうというパターンである。第 2 のパターンは、監査人が不正な財務報告に関与するわけではないが、諸要因・状況により監査人の精神的独立性が無意識のうちに弱体化した結果、様々な監査上のミスや問題点につながり、それが監査チーム内の監督・レビュー、監査法人／会計事務所の品質管理によっては正されなかったために、監査人が財務諸表上の重要な虚偽表示の検出に失敗してしまうというパターンである。本論文では、第 1 パターンを裏づける監査の失敗として、三田工業 [1998]、フットワークエクスプレス [2001]、カネボウ [2005]、およびプロデュース [2008] が、第 2 パターンを裏づける監査の失敗として、Enron [2001]、WorldCom [2002]、および日本長期信用銀行 [1998] の事例が示されている。

わが国の監査研究では従来、監査人の独立性に起因する監査の失敗としては第 1 パターンの事例しか認識されていなかった。なぜならば、「精神的独立性の欠如＝故意」の構図で捉えられる事例しか監査人の独立性に問題があった事例として捉えていなかったからである。しかし、本論文は、監査人が故意責任を追及されていない場合であっても、監査人の精神的独立性が弱体化していた行為（たとえば、監査妨害の甘受）が識別される場合には、第 2 パターンの事例として理解すべきことを主張する。

本論文ではさらに、第 2 パターンのような監査の失敗事例が存在することを認めるならば、従来の監査人の独立性概念を見直す必要があるかもしれないと指摘する。なぜならば、精神的独立性を監査人の視点で捉えた独立性概念として定義したのでは、監査人が無意識に自己の独立性を失う、ということは精神的独立性の問題として成立しないとすることからである。本論文には具体的にどのように概念を拡張すべきかの考察までは含まれていないものの、現実の事例に基づき概念の再解明の必要性を指摘したことは大きな学術的貢献と認めることができる。

## 2. 本論文の構成

本論文の章立ては以下のとおりである。

### 序章

#### 第1節 問題意識

#### 第2節 本研究の目的および研究方法

##### 第1項 本研究の目的

##### 第2項 研究方法

#### 第3節 事例研究の研究範囲

##### 第1項 「監査の失敗」とは何か

##### 第2項 本研究における事例の選択規準

#### 第4節 論文構成

### 第1章 監査人の独立性—概念および規制—

#### 第1節 監査人の独立性概念の構造

##### 第1項 精神的独立性

##### 第2項 外観的独立性

#### 第2節 監査人の独立性規制の仕組み

### 第2章 監査の失敗と監査人の独立性

#### 第1節 監査の失敗の発現

#### 第2節 監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係—精神的独立性にかかる既存研究—

#### 第3節 監査人の独立性が監査の失敗をもたらすまでのメカニズム

### 第3章 現実の監査の失敗事例—精神的独立性の欠如が明確なケース—

#### 第1節 三田工業 [1998]

##### 第1項 事件の概要

##### 第2項 不正会計の構図

##### 第3項 監査の実態と監査上の問題

##### 第4項 関係者の責任

##### 第5項 まとめ—監査上の独立性の視点から—

#### 第2節 フットワークエクスプレス [2002]

##### 第1項 事件の概要

##### 第2項 不正会計の構図

##### 第3項 監査の実態と監査上の問題

##### 第4項 関係者の責任

##### 第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

#### 第3節 カネボウ [2005]

- 第1項 事件の概要
- 第2項 不正会計の構図
- 第3項 監査の実態と監査上の問題
- 第4項 関係者の責任
- 第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

#### 第4節 プロデュース [2008]

- 第1項 事件の概要
- 第2項 不正会計の構図
- 第3項 監査の実態と監査上の問題
- 第4項 関係者の責任
- 第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

### 第4章 現実の監査の失敗事例—精神的独立性が遠因のケース—

#### 第1節 Enron [2001]

- 第1項 事件の概要
- 第2項 不正会計の構図
- 第3項 監査の実態と監査上の問題
- 第4項 関係者の責任
- 第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

#### 第2節 WorldCom [2002]

- 第1項 事件の概要
- 第2項 不正会計の構図
- 第3項 監査の実態と監査上の問題
- 第4項 関係者の責任
- 第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

#### 第3節 日本長期信用銀行 [1998]

- 第1項 事件の概要
- 第2項 「不正会計」の構図
- 第3項 監査の実態と監査上の問題
- 第4項 関係者の責任
- 第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

### 第5章 監査の失敗の発生メカニズムと監査人の独立性概念についての考察

#### 第1節 現実の監査の失敗事例に基づく監査の失敗の発生メカニズム についての検討

#### 第2節 監査人の独立性概念見直しの必要性について

### 終章

### 参考文献

## II 本論文の概要

各章の概要と展開は以下のとおりである。

序章の後に続く第 1 章ではまず、監査人の独立性概念とはいかなる概念であるのか、監査人の独立性に対する規制はどのような論理により設けられているのかを明らかにするため、既存の監査文献、明文化された法や規則、職業的専門基準を参照しながら、監査人の独立性に関する概念および制度の仕組みを明確化した。(1) 監査人の独立性概念が監査において最も基本的かつ重要な概念として位置づけられていること、(2) 監査人の独立性に対する定義は必ずしも統一的ではないものの、その概念構造については精神的独立性と外観的独立性という 2 つの下位概念から構成される、との考え方が共通して受け入れられていること、(3) 財務諸表監査の成否に直結するのは、監査人の独立性を監査の実行主体である監査人自身が捉えた独立性概念(精神的独立性)であるが、これは監査人個人の「心の状態」であるため具体的に規制することができないこと、(4) 制度上、独立性規制の多くは、社会の人々の知覚に影響を与える具体的な要因・状況(外観的独立性)を規制する形で行われていること、を確認した。

第 2 章では、まず監査の失敗とは現実社会においてどのように発現する現象なのかを示したうえで、既存研究に基づき、監査人の独立性が監査の失敗をもたらす原因と考えられていることを示した。既存研究は、精神的独立性がいかにマイナスのアウトカム(監査の失敗が疑われる状況)に結びつくのか、そしていかなる要因や状況が精神的独立性に影響を与えるのかを検証してきた。本章ではこれら研究成果を取り上げるとともに、アーカイバル研究および実験研究を中心とする既存研究には、測定や研究デザイン上の問題があることを指摘した。こうした既存研究の課題を克服する 1 つの方法として、本研究は特定事例に着目する事例研究を採用する意義があるとする。次章以降、個別事例分析の結果を示す前に、本章ではそれらを総括する枠組みとして、監査人の独立性が監査の失敗に結びつくまでのメカニズムを提示した。

第 3 章および第 4 章では、7 つの事例分析の結果を示している。第 3 章では、監査人が精神的独立性を欠如したことにより監査の失敗に結びついた事例として、三田工業 [1998]、フットワークエクスプレス [2001]、カネボウ [2005]、およびプロデュース [2008] の分析結果を、第 4 章では、精神的独立性の欠如があったのかは明確ではないものの、監査人の精神的独立性が無意識のうちに弱体化しそれが監査の失敗をもたらす遠因となった事例として、Enron [2001]、WorldCom [2002]、および日本長期信用銀行 [1998] の分析結果が、共通の項目立てのもと個別的に記述されている。

第 5 章では、事例分析の結果を第 2 章で提示したメカニズムに関係づけて比較考察し、監査の失敗の発生メカニズムと監査人の独立性概念について追加の考察がなされている。その結果、(1) 監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係には 2 つのパターンがあると考えられること、(2) 監査人が故意責任を追及されておらず、その意味で監査人の精神的独立性の欠如があったことを明示する証拠がない事例であっても、正当な注意や職業的懐疑心の不足・欠如といった監査上のミス・問題点の背後には、精神的独立性の問題が潜んでいると理解すべき事例があること、(3) そのような事例が存在すると認めるならば、監査人の独立性概念に新たな側面を追加することによって概念を拡張させる必要があるかもしれないことを指摘した。

終章では、本研究の概括と将来研究について若干の展望が示されている。本論文では、7 つの

個別事例を対象とした事例研究により監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係のメカニズムを詳細に分析した結果、両者の間の因果関係には2つのパターンがあることを明らかにし、第2パターンのような監査の失敗事例が存在することを認めるならば、従来の監査人の独立性概念を見直す必要があるかもしれないことを指摘している。既存の監査人の独立性概念に何らかの新たな側面を追加した方が、現実の監査の失敗事例を説明する際には概念としての強度や説明力は増すかもしれないと示唆しているものの、この点については、監査人の独立性概念だけでなく、正当な注意（due care）概念や客観性（objectivity）概念といった他の概念との相互の関連づけを考慮する必要があり、引き続き概念研究の余地があるとの結論で締めくくっている。

### III 審査要旨

本論文の審査結果は、大要以下のとおりである。

#### 1. 本論文の長所

- (1) 本論文は、監査研究分野における本論文の第1にして最大の学術的貢献は、ともすればジャーナリスティックな論調になりがちな監査の失敗事例分析を学術的なレベルに引き上げたことである。本論文は、大量観察に基づくデータ解析を内容とする実証研究の成果およびその得失を踏まえたうえで、精神的独立性を検証する手法として個別の監査の失敗事例に着目する実証研究（事例研究）の意味を明らかにした。本論文提出者は、事例分析に不可欠な資料を多方面に求め、監査の失敗を引き起こした不正会計の背景や状況そして不正会計の手口等を明らかにするとともに、監査判断の領域における問題を資料に照らして具体的に識別・分析する、という根気を要する作業を完遂した。この事例研究において本論文提出者が示した姿勢や努力は誠実かつ徹底的であり、そこには一切の妥協は見られない。本論文において展開されている分析や結論は、本論文提出者の卓越した日本語表現能力と相まって、非常に説得的である。わが国における学術的な監査事例研究の幕開けと評することができる。
- (2) 第2の貢献は、本論文提出者がそれぞれの監査の失敗事例に対して行った考察と分析の広さと深さにある。本論文は、事例研究において明らかにされたさまざまな実務上・制度上の問題を可能な限り広範に捉え、そのうえでとりわけ精神的独立性なる概念に焦点を当てて考察・分析したものである。本論文の基礎となった個別論文には、学位論文においてこそ触れられていない領域（たとえば、コーポレート・ガバナンス）についてもさまざまな示唆に富む分析結果が含まれている。本論文が広範で深度ある個別研究の成果によって支えられていることも、本論文の学術的価値の一部と認められる。
- (3) 第3に、本論文提出者は、監査の失敗を精神的独立性との関係において分析し、監査人の精神的独立性が監査の失敗に結びつくまでのメカニズムには、①監査人がさまざまな状況・要因によって精神的独立性を喪失し、財務諸表上の重要な虚偽表示に積極的または消極的に関与してしまうパターン（パターン1）と、②監査人が不正な財務報告に積極的に関与するわけではないが、さまざまな状況等により精神的独立性が弱められ（蝕まれ）、監査の質に問題があるにもかかわらず、それが監査チーム内や会計事務所内で是正されなかったために、監査人が財務諸表上の重要な虚偽表示の検出に失敗してしまう、というパターン（パターン2）の2つのパターンがあることを指摘する。しかしながら、監査の基礎概念としてこれまで理解されている「精神的独立性」概念は、この2つの

パターンを等しく説明できる概念内容を有しておらず、法における「故意」にあまりにも引き付けられた概念内容になっていること、換言すれば、従来の精神的独立性概念では捉えることのできない状況（パターン 2）が現実の監査の失敗において生じていることを本論文は指摘する。この指摘は、わが国の監査の理論分野における大きな学術的貢献と認めることができる。

- (4) 従来の監査理論では、「精神的独立性」は「故意」に強く関連づけられて説明され、監査行為のミスや監査判断の誤りは「職業的専門家としての正当な注意の欠如」（法的には「過失」）としてもっぱら説明されてきた。本論文提出者は、監査の失敗事例の分析を通じて、監査判断のミスをもたらす原因として「精神的独立性の弱体化」が関係している状況を識別し、従来の精神的独立性概念は「判断上のミス」との関係捉える側面を有していなかったこと一すなわち概念規定の不十分さ（本論文提出者はこれを「概念の成熟性」という視点から捉える）一を指摘した。これが本論文の第 4 の学術的貢献である。
- (5) 本論文提出者は、精神的独立性の欠如が直ちに監査の失敗に結びつくだけでなく、精神的独立性が徐々に蝕まれ、そのことが結果として甘い監査判断を引き起こし、監査の失敗に結びついている状況があることを事例に基づき強く主張する。「独立的な監査判断の喪失」という側面だけに注目してきた精神的独立性の概念規定に対して、「監査判断のミス」という視点を関係づけた点は、監査研究者に対して「精神的独立性」概念についての再検討・再解明（re-explication）の必要性を提起するものであり、監査概念を中心とした監査研究に新たな学問的刺激を与えるものである。この点は大いに評価できる。

## 2. 本論文の短所

- (1) 本論文は、精神的独立性という基礎概念自体の有効性を、事例研究から切り込むことを目的の 1 つにしている。本論文において取り上げられた 7 事例は、合理的な基準に照らして慎重に選択されたものではあるが、依然として事例の数が少ないのではないかと疑問は払拭されない。監査の失敗事例研究では、分析に不可欠な資料等の入手可能性が常に問われることになるが、精神的独立性概念の歪みを一段と説得的に示すには、さらに多くの事例を分析することによって主張を補強する必要がある。
- (2) 本論文提出者は、事例研究を通じて、従来の精神的独立性概念では現実を説明できない領域があることを明らかにし、そのことを本論文における主たる結論の 1 つとしている。学位申請論文において展開される研究の範囲のどこに線を引くかは難しい問題ではあるが、精神的独立性概念について指摘した問題を解決する方向として、既存の概念に新たな意味を加える「解明」（explication）を模索すべきなのか、それとも、別の新しい概念を提唱すべきなのかについて、本論文提出者自身の見通しを加えてもよかったのではないかと判断される。これが第 2 の問題点である。
- (3) 第 3 は、本研究の対象として取り上げられた事例に関する問題である。本論文提出者による事例の選択については、上述のとおりであるが、わが国の監査の失敗事例に限ってみても、それが日本の企業社会に対して与えた影響の程度は一様ではない。社会的インパクトの大きさは、当該事例分析結果の説得力にも大きな影響を与えるはずである。この視点からの考察が加われば、事例の分析結果の説明力はさらに増したであろうと思慮される。
- (4) 第 4 は、とりわけ第 3 章と第 4 章についての記述の仕方に関する問題である。章の開始と同時に事例本体の論述と分析に入るのではなく、章としての導入部の説明と章としての総括が加えられるべきであった。そうすることにより、章全体の鳥瞰図が明らかとなり、また、章全体としての体系



性が高まったと考えられる。

### 3. 結論

本論文には上で指摘したような問題が見受けられるが、本論文が有する学術的貢献と比較するとき、決して本論文の優秀性と価値を損なうものではない。研究課題とともに指摘された問題は、本論文提出者の今後の研究プロセスの中で考慮されるべき、あるいはそこに反映されるべきものといえるであろう。本論文は、監査研究の領域に初めて本格的な事例研究を導入した先駆的な研究であるとともに、事例研究を通じて監査理論における基礎概念の1つである「精神的独立性」について、それが抱えている曖昧さを初めて指摘した独自性の高い研究であり、その意味において監査分野における学術的貢献は大きいものとして高く評価できる。

本論文提出者は、2010年に早稲田大学商学部を卒業後、本学大学院商学研究科（博士前期課程および博士後期課程）に在籍し、監査とりわけ公認会計士による財務諸表監査を専攻し、主として財務諸表監査のあり方を「監査の失敗」（精神的独立性の欠如）という裏の面から、事例研究を通じて一貫して考察してきた。事例分析に不可欠な資料等の入手可能性という大きな制約を受けながら、根気強い資料の渉猟、旺盛な知識欲、そして卓越した日本語表現力を梃にして、本論文提出者は、商学研究科在籍の6年間にわたり、監査研究に没頭してきた。「課程博士」を受けるに足る資格—独立的にものを考え、構想を練り、研究を行い、その結果をまとめ上げるという研究者としての基本的研究力—は、本学大学院商学研究科在籍期間中に十分に身についたと判断される。

本論文提出者は、商学研究科在籍中に、修士論文『財務諸表監査の失敗事例分析—監査の有効性の視点から—』について「早稲田大学小野梓記念学術賞」（2012年）を受賞し、さらに日本学術振興会特別研究員DC1（2012-2014年）に選出され、科学研究費補助金特別研究員奨励費（2012-2014年）を受けた。また、日本法制学会から「財政・金融・金融法制研究基金研究助成金」（2015年）を、さらに石井記念証券研究振興財団から「石井記念証券研究振興財団研究助成」（2015年）を受けている。本論文提出者は、事例分析による監査研究だけでなく、大量観察に基づく統計分析による監査研究にも関心をもち、現在、国際学会での発表やジャーナル投稿を視野に、わが国における監査分野の実証研究のトップレベルの他大学の研究者のゼミと授業に継続的に参加している。本論文提出者が関心を寄せる領域は法の領域（たとえば、法規範）にも及び、その旺盛な知識欲と学問に対する積極的姿勢には驚かされることが多い。本論文提出者には、狭い意味での監査分野の研究者に留まることなく、監査という実務に埋没しがちな領域を学問の域に一段と引き上げる重要な牽引役をこれから果たしていくことが期待される。

以上の審査結果にもとづき、本論文の提出者 亀岡 恵理子には「博士（商学）早稲田大学」の学位を受ける十分な資格があると認められる。

2015年12月25日

#### 審査員

|      |         |             |       |
|------|---------|-------------|-------|
| (主査) | 早稲田大学教授 | 商学博士（早稲田大学） | 鳥羽 至英 |
|      | 早稲田大学教授 | 博士（商学）早稲田大学 | 奥村 雅史 |
|      | 早稲田大学教授 |             | 中村 信男 |
|      | 一橋大学教授  | 博士（商学）一橋大学  | 福川 裕徳 |